

令和6年度社会福祉法人幸真会運営基本方針

1. 全体基本方針

A. 人材採用・育成・定着強化

● 採用

- とちぎ介護人材育成認証制度3つ星法人のメリットをアピールする。
- 専門職養成校からの積極的な実習受け入れと学校訪問等を行う。
- 一般高校・大学も新卒採用の対象とする。
- 外国人採用を継続する。
- 引き続き職員紹介制度を推進する。

● 育成

- 法人内階層別研修の必要な改善と外部指定研修の更なる充実を図る。
- 部署の実情に沿ったOJTの改善を図る。
- 人材育成を目的とした評価・面談制度については実践を通して磨きをかける。
- 各人が資格取得の目標にむけ努力し、法人は資格取得を支援する。

● 定着：制度の充実と周知

- ワークライフバランスを重視する。
- メンタルセルフケア研修を受講し、心の健康の管理を行う。
- 職場におけるダイバーシティを周知、推進する。

B. 稼働率維持・向上

各事業所の実情に合致した目標稼働率を掲げ、その必達を目指す。そのために、サービス内容の充実はもとより、積極的に広報・宣伝、地域とのつながりの構築等を進める。

C. サービス向上

D. 新型コロナ感染対策

2次感染防止に重点を置いた対策のもと、生活の潤いを取り戻す。

E. 地域における公益的取組

令和4年度より協力を開始した、柳原地区社協主催の「柳原方式デマンドタクシー」に引き続き取り組む。要請があれば、頻度や適用地域の拡大にできる限り応える。

また、災害時の協力関係の構築等で、地域の安全に貢献していく。

F. BCPのブラッシュアップ

令和5年度末に策定した事業継続計画(BCP=災害やクラスターが発生しても必要なサービスを提供し続けるための計画)を周知し、これをもとに訓練を行う。その中で得た教訓をもとに計画の改善を行い、危機管理能力を向上させる。

2. 事業別方針

(1) 介護老人福祉施設（特養）・短期入所生活介護（ショートステイ）

- ① 稼働率の向上
- ② 自立支援・重度化防止の推進（特養）
- ③ 新型コロナウイルス感染対策の継続
- ④ 生きがいつくりの推進
- ⑤ 人材確保・育成・活用
- ⑥ 各種加算の取得

(2) 通所介護（デイサービス）

- ① 新型コロナウイルス感染予防策の継続
- ② 安定利用者数確保
- ③ 介護報酬改定等、制度改正への対応
- ④ 機能訓練の充実
- ⑤ ボランティアの活用
- ⑥ 新人職員教育 OJT の充実
- ⑦ キャリアパス制度の推進
- ⑧ 4つの DS それぞれの特長を生かしたサービスの提供

(3) 訪問介護（ホームヘルパー）

- ① サービス提供責任者チームの安定化促進
- ② 新型コロナウイルス感染予防対策の継続
- ③ サービスの質の向上
- ④ 訪問件数維持
- ⑤ 事務の効率化等で生産性向上

(4) 居宅介護支援（ケアマネージャー）5丁目・北

- ① 利用者数増
- ② 特定事業所加算維持
- ③ その他の加算の算定
- ④ 法人内サービス事業所への貢献

稼働率向上または維持のため、居宅ケアマネの視点から側面より支援する。

- ⑤ 人材育成
- ⑥ 感染症・災害への対応力強化
- ⑦ 地域における広域的取組

(5) 地域包括支援センター

【包括的支援事業】

- ① 総合相談支援業務
 - 高齢者相談

支援関係者と連携し、早期に相談に繋がる体制を確保する。
医療・介護・保健・福祉の関係機関と連携して相談支援を行う。
職員の専門性を活かし、チーム力を活用した支援を考え実践する。

② 権利擁護業務

高齢者が地域において尊厳ある生活と人生を維持できるよう、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行う。

市、中核機関と連携し、成年後見制度へつなぐ役割を担う。

高齢者虐待を未然に防ぐための知識の普及や対応、困難な事例への対応を行う。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

● 介護支援専門員支援

介護支援専門員のニーズに応じた指導・相談を行っていく。また、自立支援の考え方を浸透していく。

● 地域ケア会議

会議参加者の自立支援に資する考え方や支援の質の向上を目指していく。
高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークを構築する。

個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題を把握する。

● 高齢者支援連絡会議

高齢者などが抱える課題の解決に向けた検討や関係機関のネットワーク強化、介護支援専門員の実践力向上等を推進する。

④ 在宅医療・介護連携推進事業

医療・介護連携の相談窓口となり、地域ケア会議と連動して関係機関のネットワークを構築する。

在宅医療の4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）へ取り組みを在宅医療・介護連携支援コーディネーターと共に地域で取り組んでいく。

⑤ 生活体制整備事業

第1層、第2層コーディネーターと連携し、地区協議体との連携・支援を行っていく。

勉強会への協力及び協議体の運営支援を行う。

⑥ 認知症総合支援事業

● 認知症初期集中推進事業

認知症地域支援推進員と連携を図り、初期集中支援チーム等各認知症施策と連動しながらすすめていく。

【任意事業】

⑦ 認知症サポーター養成事業

● 認知症サポーター養成講座

認知症についての正しい知識を普及し、認知症理解者を増やす。

【一般介護支援事業】

⑧ 介護予防把握事業

地域のネットワークや各事業から、介護予防の支援が必要な方を介護予防活動につなげる。

日中独居高齢者、高齢者世帯の支援が必要な方を把握する。

⑨ 介護予防手帳の活用

訪問活動等を通し、在宅においても介護予防手帳を活用した介護予防が実践できるよう普及啓発を行う。

⑩ 出前講座

サロンや老人クラブ等高齢者 10 人以上のグループが希望する会場（自治会館等）で実施。

⑪ 生き生き元気のつどい

フレイル予防に重点を置き、低栄養、筋力低下、口腔機能低下、認知機能低下の予防について継続実践できるようにする。

サポーターが継続して教室が運営できるよう支援する。

⑫ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域ケア会議や介護支援専門員情報交換会等を活用し、事業を普及する。

【介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）・指定介護予防支援（包括的支援事業）】

要支援認定者及び総合事業対象者に対し、自立のに向けたケアプランを作成

【会議等】

管理者・リーダー会議、リーダー会議、実務者研修会、専門職会議への出席。

運営推進会議：会議の構成員として参加する中で、地域にある事業所や地域住民との相互の情報共有・交流から、地域課題や課題の解決・改善につながる情報を把握する。担当区域にある地域密着型施設の運営推進会議への出席。

【その他】

法人事業への協力